

重度自閉症児の養育者に対する経済的な支援について（メモ）

- 現行法上、重度自閉症児又はその養育者が受けられる経済的な支援（金銭給付）としては次のようなものがあるところ、重度自閉症児の養育者に対する新たな経済的な支援の制度を設けるならば、これらの現行制度との関係をどのように整理するか。

【障害を有する児童が対象となるもの】

特別児童扶養手当（特別児童扶養手当等の支給に関する法律）

20歳未満で精神又は身体に障害を有する児童を家庭で監護、養育している父母等に対し、その障害の程度に応じて月額52,500円（1級）又は34,970円（2級）を支給（所得制限あり）

〔参考：<https://www.mhlw.go.jp/bunya/shougaihoken/jidou/huyou.html>（厚労省HP）〕

障害児福祉手当（特別児童扶養手当等の支給に関する法律）

精神又は身体に重度の障害を有するため、日常生活において常時の介護を必要とする状態にある在宅の20歳未満の者に対し、月額14,880円を支給（所得制限あり）

〔参考：<https://www.mhlw.go.jp/bunya/shougaihoken/jidou/hukushi.html>（厚労省HP）〕

【障害を有する児童以外も対象となるもの】

児童手当（児童手当法）

中学校修了まで（15歳に到達後の最初の年度末まで）の児童を監護する父母等に対し、月額15,000円又は10,000円（*）を支給（所得制限あり）

（*）0～3歳未満 一律15,000円

3歳～小学校修了まで 第1子・第2子：10,000円、第3子以降：15,000円

中学生 一律10,000円

※所得制限を超える場合は、一律月額5,000円を支給（特例給付）

〔参考：<https://www8.cao.go.jp/shoushi/jidouteate/gaiyou.html>（内閣府HP）〕

児童扶養手当（児童扶養手当法）※離婚によるひとり親世帯等の場合

18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある児童（障害児の場合は20歳未満）を監護する母、監護し、かつ生計を同じくする父又は養育する者（祖父母等）に対し、その所得に応じて、月額最大43,160円（*）を支給（所得制限あり）

(*) 児童 2 人以上の場合の加算額：〔2 人目〕 月額最大 10,190 円

〔3 人目以降 1 人につき〕 月額最大 6,110 円

〔参考：<https://www.mhlw.go.jp/content/000619774.pdf> (厚労省HP)〕

※上記の手当を受給してもなおその収入が一定額（厚生労働大臣が定める基準で計算される最低生活費）に満たない場合には、生活保護制度を利用することも可能であり、最低生活費から収入を差し引いた差額が保護費として支給される（障害者加算、児童養育加算及び母子加算もある）。

〔参考：https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/hukushi_kaigo/seikatsuhogo/seikatuhogo/index.html (厚労省HP)〕

- 障害を有する児童のうち重度自閉症児の養育者のみを対象として新たな経済的な支援を行うこととする場合には、自閉症以外の重度の障害を有する児童の養育者に対する支援と差が生じることとなるが、その理由を合理的に説明できるか。